

## 奥尻町 2050 年までの脱炭素社会を見据えた再生可能エネルギー導入計画 策定事業委託業務事業者選定プロポーザル実施要領

### 1 業務目的

離島である奥尻町は洋上風力の適地であり、現在、環境省の委託業務「浮体式洋上風力による地域の脱炭素化ビジネス促進事業委託業務（地域調査業務）」により、浮体式洋上風力発電の事業可能性を検討している。

また、本町は太陽光や陸上風力、地熱、木質バイオマスのポテンシャルも高く、こうした豊富な再生可能エネルギー資源の活用を主要施策とする温暖化対策実行計画を策定すべく、この度、再生可能エネルギーを段階的・計画的に推進するための戦略を検討することとした。

本業務は、本町の地域特性を踏まえ、かつ国や北海道の温暖化対策計画と整合を図りながら二酸化炭素削減目標を検討し、これを着実に達成するための地域の実情に即した再生可能エネルギー導入目標、および導入プランを検討・策定するものである。

### 2 業務概要

- |          |  |
|----------|--|
| (1) 業務名  | 奥尻町 2050 年までの脱炭素社会を見据えた再生可能エネルギー導入計画策定事業委託業務                             |
| (2) 業務内容 | 「奥尻町 2050 年までの脱炭素社会を見据えた再生可能エネルギー導入計画策定事業委託業務仕様書（案）」のとおり                 |
| (3) 履行期間 | 契約締結日の翌日から令和 5 年 2 月 28 日まで  |
| (4) 業務予算 | 8, 580 千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。   |
| (5) 導入事業 | 環境省所管 令和 3 年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業） |

### 3 実施の公表

- |           |   |
|-----------|---|
| (1) 公表方法  | 奥尻町掲示場及び奥尻町公式ウェブサイト ( <a href="https://www.okushiri.lg.jp/">https://www.okushiri.lg.jp/</a> ) |
| (2) 公表年月日 | 令和 4 年 7 月 26 日（火）  |

### 4 選定方法

公募により一定の参加資格を有する者から「奥尻町 2050 年までの脱炭素社会を見据えた再生可能エネルギー導入計画策定事業委託業務」に関する提案を受け、町が設置する選考委員会に置いて、提出された提案書等の審査及びヒアリングを行い、総合的に最も優れた内容の提案を行った者を「奥尻町 2050 年までの脱炭素社会を見据えた再生可

能エネルギー導入計画策定事業委託業務」に関する契約締結の優先交渉権者とする。

契約に際しては、提案の内容と町の意向について協議調整を行った上で合意が得られた時点で、随意契約による契約を行う。また、契約書に記載する項目の詳細については優先交渉権者と協議の上、決定するものとする。

## 5 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者（以下「参加希望者」という。）は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（平成 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 奥尻町指名競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成 13 年 8 月制定）による指名停止を受けていないこと。
- (3) 北海道内に本店又は営業所等を有する事業者であること。
- (4) 同種業務の実績を有する者であること。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続き開始の申立がなされていない者。
- (6) 奥尻町暴力団排除条例（平成 24 年奥尻町条例第 2 号）に規定する暴力団員等でないこと及び暴力団員との関係を有していない者であること。
- (7) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (8) なお、令和 4 年度奥尻町競争入札参加資格を有していない者にあつては、次の書類を提出すること。
  - ①登記簿謄本（発行後 3 ヶ月以内のもの。コピー可）
  - ②営業所表（様式 3）
  - ③委任状（様式 4。代理人を置く場合に限る。）
  - ④財務諸表（直前決算のもの。コピー可）

## 6 提案への参加申込

提案への参加を希望する者は「参加表明書」（様式 1）に参加資格を有することを証明する書類を添えて参加申込すること。

- (1) 申込期限等
  - ①申込期限 : 令和 4 年 8 月 9 日（火）午後 5 時必着
  - ②申込場所 : 奥尻町役場 地域政策課
  - ③申込方法 : 郵送または持参とする。

(2) 提案書提出者を選定するための基準は以下のとおりとする。

評価項目	評価の視点	指標
経営規模	経営規模は妥当であるか	資本金、売上高
業務遂行力	業務遂行体制は妥当か	企業の技術者数
履行保証力	履行保証の面で心配がないか	自己資本比率
瑕疵担保力	瑕疵に対する責任を取れるか	賠償責任保険の加入の有無
業務執行技術力	当該業務を遂行するために必要な知識・経験を有しているか	同種・類似業務の実績
地域精通度	業務対象エリアの特殊情報に熟知しているか	近隣エリアにおける過去の業務実績
専任性	当該業務に専念できる時間が十分あるか	手持業務量
倫理観	社会的貢献度があるか	ISO14001等の取得状況

※上記内容について、項目ごとに数値化による点数配分を設定する。

(3) 参加資格審査結果の通知

令和4年8月10日(水)午後5時までに参加申込者に対して審査結果をFAXにて通知する。

※提出期限までに参加表明書が到着しなかった場合及び提案書の提出者として選定された旨の通知を受けなかった場合は、提案書を提出できません。

## 7 提案に関する質問等

本件に関して質問等がある場合は、「質問書」(様式2)に記入し、以下のとおり受付、回答する。

(1) 令和4年8月26日(金)午後5時まで、質問先は地域政策課とし、質問の方法はFAX又は電子メールとする。

(2) 質問に対する回答方法

随時質問者に対しFAX又は電子メールにより回答する。また提案に関する質問については、取りまとめの上、参加者全員に随時通知する。

## 8 企画提案書の提出及びヒアリング

(1) 企画提案書については、「奥尻町2050年までの脱炭素社会を見据えた再生可能エネルギー導入計画策定事業委託業務 企画提案書記載事項」(別添1)に従って作成すること。

(2) 企画提案書の形式

①用紙サイズはA4版とする。ただし、図表等においてA3版を使用することも可とするが、A4サイズに折り込むこと。

②提出部数は、10部とする。うち、1部は製本しないこと。

③提案書に記載する文章及び図表等については、分かりやすく平易な表現を用いて、さらには注釈等を入れるなどにより、専門知識を有しない者であっても理解できる内容とすること。

(3) 企画提案書の提出期限等

①提出期限 : 令和4年8月30日(火)午後5時必着

②提出場所 : 奥尻町役場 地域政策課

③提出方法 : 郵送または持参とする。

(4) ヒアリングの実施

ヒアリングは、選考委員に対して提案説明(20分以内)、提案への質疑応答(15分以内)を参加者ごとに行う。

なお、必要に応じて、追加資料の提出を求める場合がある。

①日時 : 令和4年9月2日(金)(予定)

②場所 : 奥尻町海洋研修センター 多目的ホール(予定)

※ヒアリングの詳細日時・場所については後日連絡いたします。

## 9 企画提案書の審査方法

(1) 審査方法

参加資格を有する提案者から提出された企画提案書及びヒアリングを実施した上で、選考委員会により評価し決定する。

審査基準は別表1のとおりとする。

(2) 決定通知

審査の結果については、すべての提案者に令和4年9月5日(月)までに書面により通知する。

(3) 失格要件

提案された提案書等が以下に該当する場合には、企画提案を無効とする場合がある。

①提案書等の必要書類を提出期限内に提出しないとき。

②提案内容に虚偽が認められたとき。

③選定審査終了までの間に、本町での入札参加資格停止の措置を受けたとき。

## 10 各種資料の取得方法

奥尻町役場地域政策課に来庁、もしくは電子データでの送信が可能な場合には、電子メール等により配布いたしますので、別途申し出てください。

## 1 1 担当部署

奥尻町役場 地域政策課

所在地 〒043-1498 北海道奥尻郡奥尻町字奥尻 806 番地

電 話 01397-2-3111 (代表) 内線 120、122

01397-2-3403 (直通)

F A X 01397-2-3445

担 当 地域政策課長 杉山、主事 三浦

電子メール info@town.okushiri.lg.jp

平日開庁時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

## 1 2 その他

### (1) 経費の負担

提案に係る一切の費用は、提案参加者の負担とする。

### (2) 提出書類

提出された書類は、一切返却しないものとする。また、提出された書類は当該審査以外の目的で提案者に無断で使用しない。

### (3) 提出期限以降における参加表明書又は提案書の差替え及び再提出は認めない。

### (4) 本提案の審査は、整備事業者の内定（優先交渉権決定）のために行うものであり、提案内容は尊重するものの、契約の際にはあらためて協議・調整の後、双方合意に至った場合に契約を締結するものである。

別表 1

## 企画提案書審査基準

評価項目	配点
(1) 業務の基本方針	10点
(2) 業務の実施方法	
①基礎情報の収集・分析に関する留意点、調査方法等	10点
②CO2 排出量の将来推計に関する留意点、調査方法等	10点
③将来ビジョン・脱炭素シナリオの作成、再生可能エネルギー導入目標の設定と実現するための施策・構想の作成に関する留意点、調査方法等	10点
④地域脱炭素の実現を目指した計画策定と地域協議会の関係者等との協議に関する留意点、調査方法等	10点
(3) 業務の実施スケジュール	10点
(4) 業務の実施体制	10点
①実施体制、役割分担等	
②従事者の実績、能力、資格等	10点
③企業の実績	10点
(5) 見積額	10点

## &lt;配点基準&gt;

評価	基準	配点
5	特に優れている	10点
4	優れている	8点
3	標準	6点
2	やや劣っている	4点
1	劣っている	2点
0	提案事項の記載なし	0点